

国民の保護に関する基本指針の変更及び 指定行政機関の国民の保護に関する計画の変更

- 平成26年5月9日の閣議において、国民の保護に関する基本指針の変更を決定するとともに、指定行政機関のうち内閣府、金融庁、法務省、文部科学省、厚生労働省及び原子力規制委員会の国民の保護に関する計画の変更について「異議がない」旨を決定。
- 政府としては、国民保護に関する施策を効果的に実施するため、基本指針、国民保護計画等の適切な見直しを今後とも実施。

- ・ 政府においては、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民保護に関する施策を効果的に実施するため、関係省庁の所管法令、制度の改正内容を、国民の保護に関する基本指針及び指定行政機関の国民の保護に関する計画に適時適切に反映させることとしている。
- ・ 内閣総理大臣は、基本指針の変更にあたっては閣議の決定を求め、決定があったときは国会に報告することとされている。今般、災害対策基本法等の一部改正等に伴う所要の変更を行うため、基本指針の変更の閣議決定を行った。
- ・ 指定行政機関（各府省庁）の長は、国民保護計画の変更にあたっては、原則として、内閣総理大臣に協議を行うこととされている。今般、内閣府、金融庁、法務省、文部科学省、厚生労働省及び原子力規制委員会から計画の変更に関する協議を受け、その内容について問題がないことから、内閣総理大臣として「異議がない」旨の閣議決定を行った。

【本件連絡先】内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
内閣参事官 加藤 雅広 電話 03-3581-8923

国民の保護に関する基本指針の変更及び 指定行政機関の国民の保護に関する計画の変更の主な内容

1 基本指針の変更

- (1) 災害対策基本法等の一部改正による、国民保護法の救援事務の厚生労働省から内閣府（防災担当）への移管に伴う整理
- (2) 原子力規制委員会設置法制定による、モニタリングに関する事務の文部科学省から原子力規制委員会への移管に伴う整理
- (3) 防災基本計画の修正（平成26年1月17日）や原子力災害対策指針の改正（平成25年9月5日）等に基づく原子力災害応急対策の内容変更に伴う整理
- (4) その他用語の適正化のための技術的修正等

2 指定行政機関の国民保護計画の変更

- (1) 災害対策基本法等の一部改正による、国民保護法の救援事務の厚生労働省から内閣府（防災担当）への移管に伴う整理（内閣府関係）
- (2) 武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、電子債権記録機関に対し必要な金融上の措置を講じるよう要請する旨の記述の追加（金融庁関係）
- (3) 原子力規制委員会設置法の制定による、放射線による障害の防止に関する事務の文部科学省から原子力規制委員会への移管に伴う整理（文部科学省関係）
- (4) 災害対策基本法等の一部改正による、国民保護法の救援事務の厚生労働省から内閣府（防災担当）への移管に伴う整理（厚生労働省関係）
- (5) 災害対策基本法等の一部改正による、非常災害時に被災者の相続の承認又は放棄をすべき期間を延長できる民法の特例の新設に伴う整理（法務省関係）
- (6) 原子力規制委員会設置法制定による、放射線による障害の防止に関する事務の文部科学省から原子力規制委員会への移管に伴う整理（原子力規制委員会関係）